

秦野市立図書館

# 視聴覚室 ご利用案内



視聴覚室内

平成29年10月1日

# 視聴覚室使用手続きの概要

## 仮申請（予約）手続き

使用する日の属する月の2か月前の月の1日から使用する日の5日前まで



電話 or 来館

お電話又はご来館にて、先着順に受け付けいたします。  
視聴覚室の空き状況により、予約いたします。  
※あくまで仮申請です。ご来館して本申請の手続きを行ってください。

## 本申請手続き

使用する日の属する月の2か月前の月の1日から使用する日まで



申請書

器具?

ご来館いただき、視聴覚室使用承認申請書を提出していただきます。  
(開館日の午前9時～午後5時)



審査のうえ、視聴覚室使用承認通知書を交付します。

(付属設備・器具の使用も確認)

※手続きには団体代表者か団体員の方がいらしてください。

※使用を承認したときは視聴覚室使用承認通知書を交付し、使用料を納入していただきます。

ご注意ください



催し物を開催するために視聴覚室を使用する場合は、本申請までに、その内容がわかるもの（プログラム、式次第等）をご提出ください。

※本申請の際に内容を詳しくお伺いします。

## 使用日当日



鍵

使用報告書

使用開始時間の少し前にいらしていただき、視聴覚室使用承認通知書の確認、貸出しする付属設備・器具の確認、注意事項の説明を行います。



鍵と使用報告書をお渡しします。  
(使用報告書は使用後に記入していただき、ご提出ください。)

## 団体登録

- 1 図書館視聴覚室をはじめて使用するときは、団体登録をしてください。  
(登録要件：秦野市内に在住、在勤又は在学する人を含む5名以上の団体)
- 2 団体登録をするには、「視聴覚室利用団体登録票」に必要事項を記入し、図書館事務室に提出してください。(受付時間は、午前9時から午後5時までです。)
- 3 登録が済みますと、「利用者登録書」を交付します。

## 使用の申込み・使用料

- 仮申請 (予約) 予約申込みは、視聴覚室を使用する日の属する月の2か月前の月の1日(休館日の場合はその直後の開館日)から使用する日の5日前(休館日の場合はその直後の開館日)までに、お電話又はご来館にて、先着順に受け付けます。  
※ 電子メールや郵便での受付はできません。
- 本申請 本申請の手続きは、ご来館のうえ、「視聴覚室使用承認申請書」を図書館事務室に提出してください。本申請は、仮申請(予約)を行ってなくてもすることができます。手続き後、使用を承認したときは、「視聴覚室使用承認通知書」を交付します。  
「視聴覚室使用承認申請書」を提出する際、使用内容が分かるもの(催し物のプログラムなど)を合わせて提出してください。  
申請書の提出期間は、次のとおりです。
  - ・仮申請(予約)を行っている場合  
使用する日の属する月の2か月前の月の1日(休館日の場合はその直後の開館日)から使用する日の5日前(休館日の場合はその直後の開館日)まで。
  - ・仮申請(予約)を行っていない場合  
使用する日の属する月の2か月前の月の1日(休館日の場合はその直後の開館日)から使用する日まで。
- 受付時間 開館日の午前9時から午後5時まで。
- 使用時間の区分 視聴覚室の使用時間の区分は、午前9時から午後5時までの間、30分ごとに1区分とし、使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分(1区分)とします。  
この使用時間には、準備と後片付けに要する時間を含みます。
- 使用料 使用料は、30分(1区分)につき、400円です。「視聴覚室使用承認通知書」を受け取るときに納入してください。  
※ はだのっ子応援券を使用すると、使用料は半額となります。

## 使用の承認等

- 条件付き承認 視聴覚室の管理・運営上必要があるときは、使用の承認に条件を付けることがあります。
- 使用の不承認 次のいずれかに該当するときは、視聴覚室の使用は承認できません。
  - 1 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
  - 2 施設、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。
  - 3 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
  - 4 その他管理上支障があると認めるとき。
- 使用の取消し 使用者が使用を取り消すときは、遅滞なく「視聴覚室使用承認通知書」を持って、図書館事務室へ申し出てください。
- 承認の取消し等 次のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させていただきます。この場合において、使用者に損害を生じることがあっても、市は、その責めを負いません。
  - 1 秦野市立図書館条例又はその条例の規定に基づく処分に違反したとき。
  - 2 使用の承認に付された条件に違反したとき。
  - 3 上記「使用の不承認」の事由のいずれかに該当するに至ったとき。
  - 4 その他特に必要があると認めるとき。

## 使用料の還付

- 還付の基準 納入された使用料は、原則として還付しません。ただし、次のいずれかに該当するときは、全部又は一部を還付することができます。
  - 1 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。（全額を還付）
  - 2 公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。（全額を還付）
  - 3 その他相当の理由があると認めるとき。（その都度定める額を還付）
- 還付の手続き 使用料の還付を受けるには、「視聴覚室使用料還付申請書」を図書館事務室に提出してください。

## 使用料の減免

### ■減免の基準

次のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除します。

- 1 秦野市が事業支援する、社会教育に関係する団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するとき。（免除）
- 2 秦野市で活動する、社会福祉に関係する団体、子育て支援に関係する団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するとき。（免除）
- 3 秦野市が共催する事業のために使用するとき。（2分の1減額）
- 4 秦野市内の高等学校又は秦野市と提携事業を実施する大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するとき。（免除）
- 5 上記4の高等学校及び大学以外の高等学校又は大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するとき。（2分の1減額）
- 6 秦野市内の中学校又は高等学校（これらに準じる学校を含む。）が部活動（顧問等の引率がある場合に限る。）として使用するとき。（免除）

### ■減免の手続き

使用料の減免を受けるには、「視聴覚室使用承認申請書」を提出する際に、「視聴覚室使用料減免申請書」を図書館事務室に提出してください。

## 使用できる視聴覚室の付属設備・器具

### ■付属設備

ビデオプロジェクター、DVDプレーヤー、LDプレーヤー、CD・カセットデッキ、16mm映写機、スクリーン、その他これらの設備に付属する音響設備

### ■器具

マイク（コード付）、ワイヤレスマイク、マイクスタンド、演台、パイプ椅子、長机、ホワイトボード

### ■使用手続き

付属設備・器具を使用する場合は、「視聴覚室使用承認申請書」の所定の欄に記入してください。承認された付属設備・器具以外のものは使用できません。

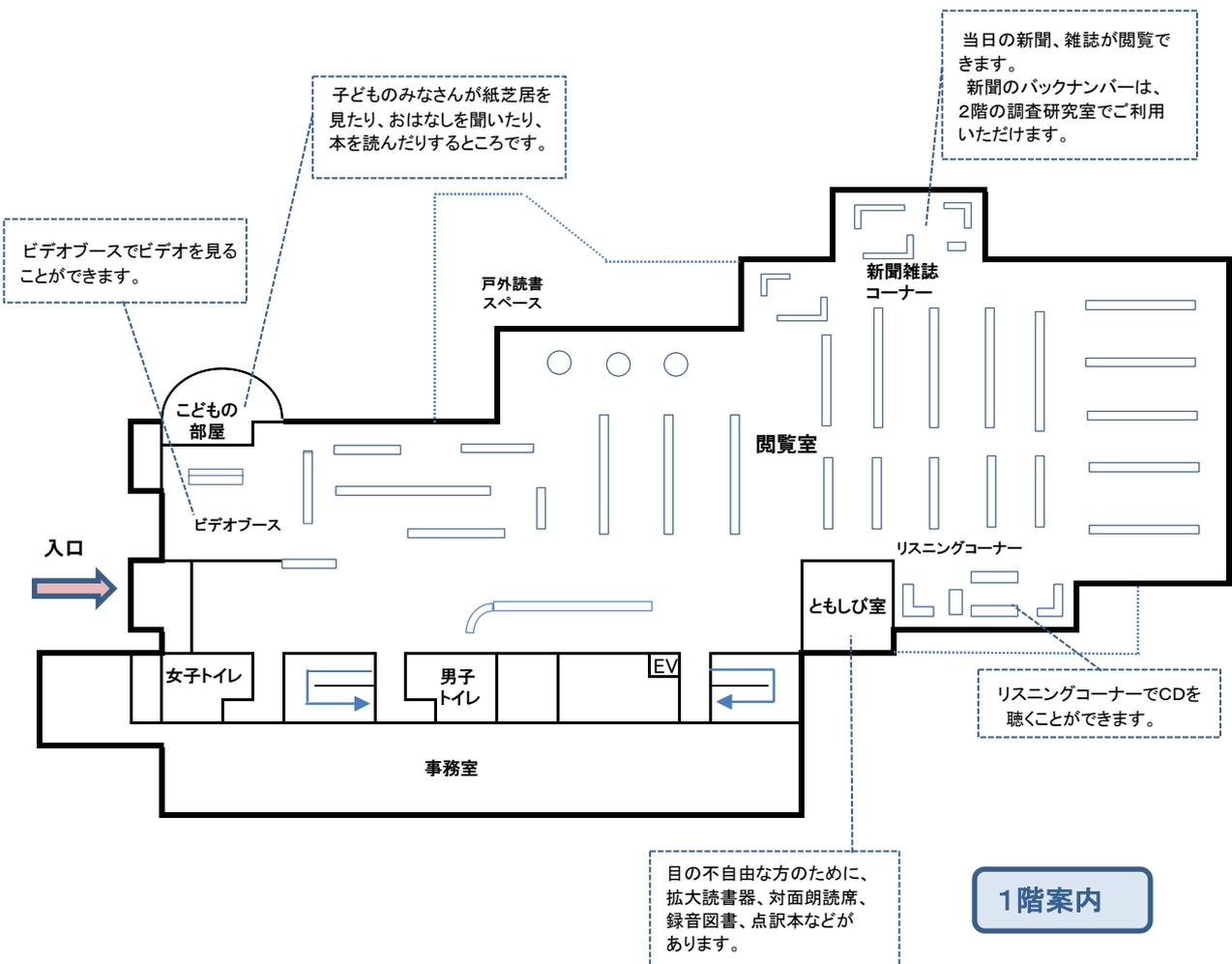
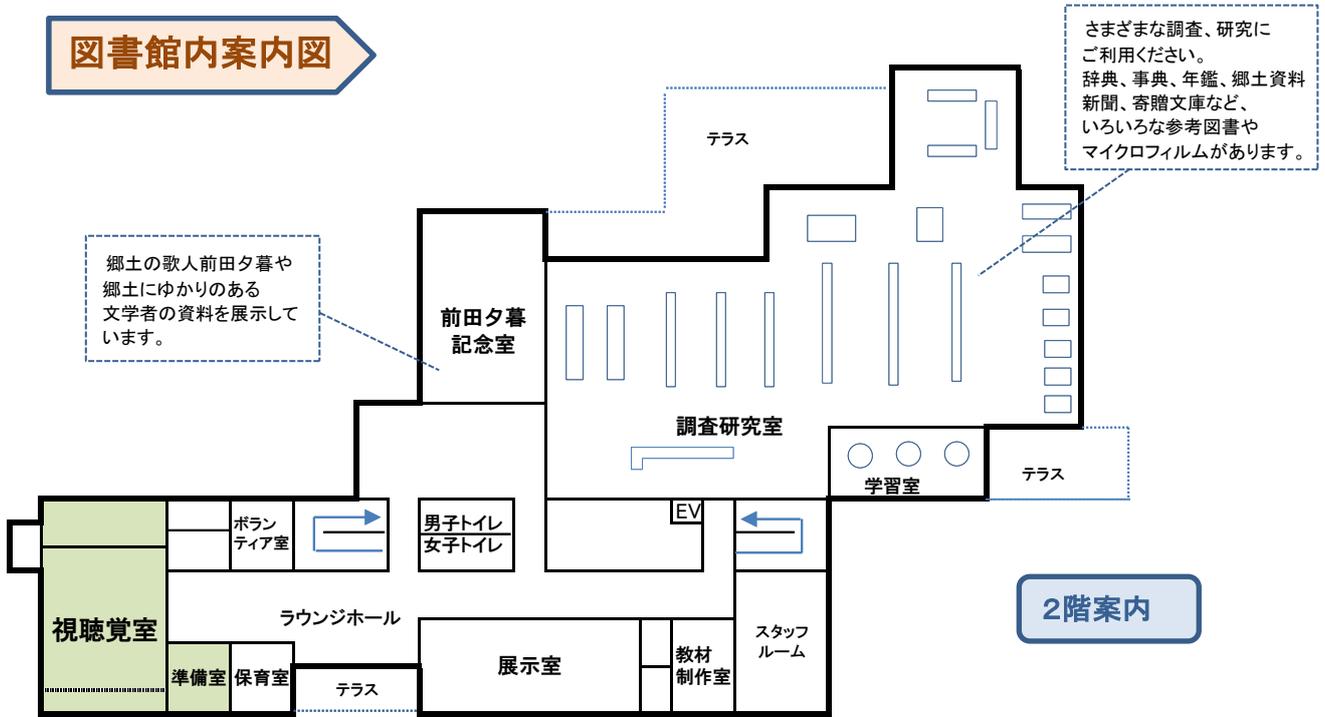
## 使用上の注意・お願い

- 承認を受けた使用目的以外の使用はできません。また、使用の権利を譲渡したり、転貸することはできません。
- 「使用できる視聴覚室の付属設備・器具」以外のものは貸出しできませんので、使用者が用意してください。
- 視聴覚室へ入室の際は、事務室係員に「視聴覚室使用承認通知書」を提示し、鍵と「施設使用報告書」を受け取ってください。
- 使用終了後は、施設、付属設備、器具等を原状に復し、「施設使用報告書」に使用人数などを記入のうえ、鍵とともに事務室係員へ渡して点検を受けてください。また、ごみ等はすべて持ち帰ってください。  
なお、建物、付属設備又は器具等を損傷したり、滅失したときは、原状に回復し、又は損害を賠償していただくことになります。
- 図書館内外の秩序・安全を保持するための来場者の整理、案内等は使用者が行ってください。
- 収容定員（80名）は厳守してください。
- 承認されたもの以外の付属設備、器具等を使用しないでください。
- 付属設備、器具等を図書館の外に持ち出さないでください。
- 火気の使用、喫煙、危険物の持込みは禁止です。
- 建物へのはり紙、くぎ類の打ち込みは禁止です。
- 騒音や怒声を発するなど、他人に迷惑となる行為は禁止です。
- 物品の販売、広告、宣伝、寄付の募集その他これに類する行為は原則禁止です。
- その他係員の指示に従ってください。

## 休館日

- 毎週月曜日（祝日に当たるときは、翌日以降の最初の平日が休館日となります。）
- 資料整理休館日（おおむね月1回、毎月の最終金曜日）
- 資料特別整理期間（年1回、おおむね8日以内で年度当初に定める期間）
- 年末年始休館日（12月29日から1月3日まで）  
なお、必要に応じ臨時に休館することがあります。

# 図書館案内図



## 交通機関

### ◎小田急小田原線

秦野駅北口下車

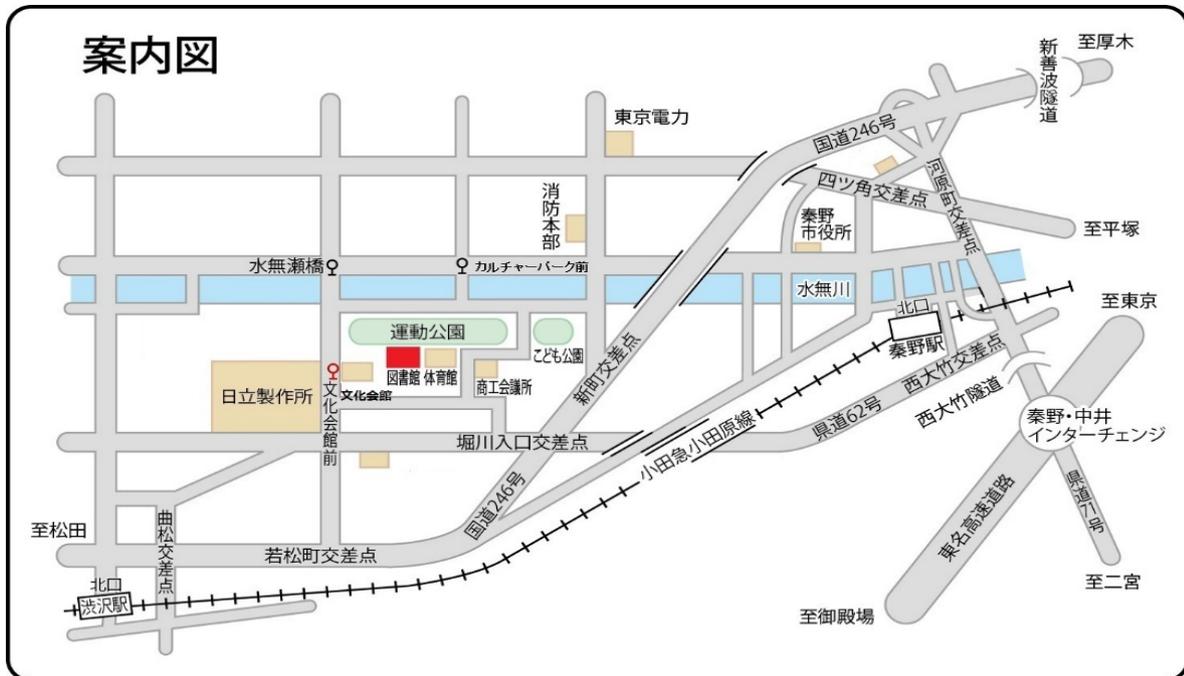
- バス (桜土手經由渋沢駅北口行 文化会館前下車)

渋沢駅北口下車

- バス (桜土手經由秦野駅行 文化会館前下車)
- 徒歩 20分(約1500m)

### ◎東名高速道路

秦野中井インターから約15分(約5km)



## 秦野市立図書館

〒257-0015 神奈川県秦野市平沢94-1

(秦野市カルチャーパーク内)

TEL 0463 (81) 7012 (代表)

FAX 0463 (83) 8370